

第 23 期琵琶湖海区漁業調整委員会委員募集要領（欠員補充）

海区漁業調整委員会は地方自治法および漁業法に基づき海区ごとに設置される委員会であり、本県には琵琶湖海区漁業調整委員会が設置されています（琵琶湖は漁業法上、海区に指定されています）。

このたび、第 23 期琵琶湖海区漁業調整委員会委員の欠員を補充するため、次のとおり委員を募集します。

1. 主な職務

年間 3～5 回程度開催される琵琶湖海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）等に出席し、海区内における漁業に関する事項を処理します。委員会では、漁業権や漁業調整規則に関する知事の諮問に対する答申や関係者に対する水産動植物の採捕制限に関する指示の発出を行います。

2. 募集人数

漁業者・漁業従事者委員 1 名

3. 任期

発令の日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

4. 身分

滋賀県の非常勤の特別職職員（地方公務員法第 3 条第 3 項第 1 号）

5. 報酬等

委員会等に出席された場合には、県の規程により報酬と旅費をお支払いします。

6. 資格要件

漁業に関する識見を有し、委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、下表の資格を満たす者。

区分	資格	
漁業者・ 漁業従事 者委員	県内の海区に沿う市町の区域内に住所または事業場を有する漁業者または漁業従事者（1 年に 90 日以上、漁船を使用する漁業を営み、または漁業者のために漁船を使用して水産動植物の採捕もしくは養殖に従事する者に限る。）（※ 1）	令和 7 年 9 月 1 日時点において以下のいずれにも該当しない者 (1) 年齢が満 18 歳未満の者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

(※1) ただし、琵琶湖において漁船を使用して、次の(1)から(6)に掲げる漁業のうちいずれかの漁業を営み、またはこれに従事する者が、漁船を使用しない他の漁業を兼ねて営み、またはこれに従事する日数は、上記資格の「90 日以上」とある日数計算にこれを算入するものとする。

- (1) 小型機船底びき網漁業、(2) 滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第4条各号に掲げる漁業、
(3) 四手網漁業、(4) 貝搔網漁業、(5) 魚類養殖業、(6) 真珠養殖業

7. 受付期間

令和7年9月10日(水)から令和7年10月10日(金)まで

(必要に応じて延長する場合があります。)

8. 提出書類

推薦、応募の別に応じ、次の書類を提出してください。

- (1) 個人または団体等が推薦する場合

海区漁業調整委員会委員候補者推薦書(様式第1号)

- (2) 自ら応募する場合

海区漁業調整委員会委員候補者応募申込書(様式第2号)

(※必要に応じて追加で提出書類を求めることがあります。)

9. 提出方法

受付期間中に14の問合せ先へ提出書類を持参または郵送してください。

(持参の場合) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※正午から午後1時00分および土日祝日を除く。

(郵送の場合) 令和7年10月10日(金)必着

10. 公表

法令等に基づき、受付期間の中間および終了後に推薦を受ける者等に関する以下の情報を滋賀県ホームページで公表します。

- (1) 推薦を受ける者または自ら応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴および漁業経営の状況
(2) 推薦を受ける者または自ら応募した者が漁業者もしくは漁業従事者であるかの別
(3) 推薦をする者(個人)の氏名、職業、年齢および性別
(4) 推薦をする者(団体)の名称、目的、代表者または管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
(5) 推薦または応募の理由
(6) その他知事が必要と認める事項
(7) 推薦を受けた者の数ならびにそのうちの漁業者および漁業従事者の数
(8) 自ら応募した者の数ならびにそのうちの漁業者および漁業従事者の数

11. 審査方法

外部有識者等の意見を聞いて、法に規定するもののほか、別表の評価表に基づいて提

出された書類等により評価し、委員候補者名簿を知事が作成します。

知事は、委員候補者名簿の候補者について、県議会の同意を得たうえで任命します。

12. 結果通知

選考結果は、推薦者（個人による推薦の場合は代表者）、被推薦者および応募者に直接お知らせします。

13. 注意事項

- (1) 提出書類に記載された内容を確認するため、必要に応じて関係機関に照会することがあります。
- (2) 推薦または応募にかかる経費は、全て推薦者または応募者の負担となります。
- (3) 提出された書類は返却いたしません。

14. 問合せ先

滋賀県農政水産部水産課漁政係 (住所) 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1 (電話) 077-528-3872 (Eメール) gf00001@pref.shiga.lg.jp
